

平成24年（2012年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年8月8日（水曜日）

招集年月日 平成24年8月8日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年8月8日（水）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
10番	東 篤布	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倭規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

9番 奥村武生

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
農林水産課長	武岡芳樹	環境管理課長	井谷 哲
紀伊長島総合支所長	世古雅則		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- |    |        |                                      |
|----|--------|--------------------------------------|
| 第1 |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第2 |        | 会期の決定                                |
| 第3 |        | 諸般の報告                                |
| 第4 |        | 行政報告                                 |
| 第5 | 議案第39号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約<br>の締結について |
| 第6 | 報告第5号  | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定及び和解について)    |

会議録署名議員

2番 東 貴雄

3番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

---

**平野倅規議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、9番 奥村武生君から入院のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成24年第3回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

**谷 吉希議会事務局長**

おはようございます。議事日程を朗読させていただきます。

平成24年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年8月8日（水曜日）9時30分開議

- |    |   |
|----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                                  |
| 第2 | 会期の決定                                       |
| 第3 | 諸般の報告                                       |
| 第4 | 行政報告  |
| 第5 | 議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結<br>について |
| 第6 | 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）         |
- 以上でございます。

**平野倅規議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**平野倅規議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 東 貴雄君

3番 樋口泰生君

のご両名を指名します。

---

## 日程第2

### 平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第3

### 平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月2日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成24年度普通会計の6月分及び平成24年度水道事業会計の6月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりましての行政報告をさせていただきます。

報告はお手元に配付させていただきました、公金支出差止等請求事件の訴状についてでございます。

津地方裁判所から、平成24年8月2日付けで、公金支出差止等請求事件の訴状が送付されてまいりました。

その内容であります、原告は、紀北町在住の奥村武生。被告は、紀北町長 尾上壽一であります。

請求の趣旨につきましては、

1. 被告は、紀北町立紀北中学校改築事業におけるプール設置事業及び運動場整備の費用金3,800万円の支出命令をしてはならない。
2. 被告は、尾上壽一に対し、金9億5,000万円を支払うよう請求せよ。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める。

となっております。

なお、第1回口頭弁論の期日は、平成24年10月4日、午後1時30分とされております。

以上、ご報告をさせていただきましたが、弁護士と十分協議を行い、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

##### 平野倅規議長

以上で、行政報告を終わります。

それでは、これより、議案に対する審議を行います。

---

## 日程第5

### 平野倅規議長

日程第5 議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業につきまして、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託すべく、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農林水産課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 平野倅規議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について  
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の方法 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成24年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1億4,175万円  
うち三浦漁港海岸分 1億1,025万円  
うち矢口漁港海岸分 3,150万円
- 4 契約の相手方 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

平成24年8月8日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約を締結するにあたり「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

それでは、内容について、ご説明させていただきます。今回、提案させていただいております委託契約につきましては、平成24年度予算にかかる事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。今回の契約にかかる予算につきましては、去る平成24年3月議会においての平成24年度紀北町一般会計予算にて予算計上し、議決をいただいたものでございます。三浦漁港海岸につきましては、予算額1億4,700万円、矢口漁港海岸につきましては、予算額1億500万円となっております。今回、提案させていただいております契約額と予算額との差につきましては、国に要望しておりました額に対し、事業費ベースで、三浦漁港海岸につきましては、1億500万円、矢口漁港海岸につきましては、3,000万

円の予算付けにとどまってしまうものでございます。委託契約につきましては、この額に5%の事務費を加えた額といたしまして、先ほど、申し上げましたとおり、三浦漁港海岸につきましては、1億1,025万円、矢口漁港海岸につきましては、3,150万円三重県と契約を行うものでございます。それでは、資料の説明に入らせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。上の表は、平成24年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が1億500万円、事務費が525万円でございます、三浦漁港海岸の合計が1億1,025万円となっております。

矢口漁港海岸につきましては、事業費が3,000万円、事務費が150万円でございます、矢口漁港海岸の合計が3,150万円となっております。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。まず、三浦漁港海岸でございます。平成24年度の三浦漁港海岸につきましては、古戸川河口の水門を予定しております。平成24年度におきましては、水門の躯体工といたしまして、水門の躯体部分の本体工3,910万円、水門の基礎部分の場所打ち杭等の基礎工2,830万円、既設の橋梁等の撤去工380万円、工事用道路締め切り排水のための矢板等の仮設工3,380万円、合計といたしまして、1億500万円を見込んでおります。躯体以外の施設、扉、開閉器等の設備につきましては、平成25年度以降で予定しております。

矢口漁港海岸につきましては、当初、平成24年度の堤防本体の改修工事の着工を予定しておりましたが、冒頭に申し上げましたとおり、国の予算付けが、要望額に大きく達しなかったため、本年度の工事着手は非常に厳しいものとなっております。このため、平成24年度につきましては、平成23年度に調査できなかった箇所の地質調査、そして、用地測量を行うこととした次第でございます。地質調査につきましては、2,200万円、用地測量につきましては、800万円を見込んでおります。矢口漁港海岸につきましては、昨年度も追加の予算付けがあったように、本年度におきましても、今後、国、県に対し、追加要望について働きかけていきたいと考えておりますので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、施工期間でございます。施工期間につきましては、議決の日から平成25年3月31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸の事業計画をご覧ください。資料左上の全体計画にありますように、全体事業費が7億3,500万円、平成23年度を初年度として、平成27年度までの5ヵ年で現在、計画を行っております。堤防の改修につきましては、延長335mで3億7,900万円、水門・



樋門につきましては、2基で2億6,100万円、陸閘につきましては、1基で1,800万円、測量設計等の測量試験費につきましては、4,200万円、事務費につきましては、3,500万円を見込んでおります。

続きまして、4ページの三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。全体計画といたしまして、堤防の改修を、図面向かって左側の大瀬川河口付近から、図面向かって右側の町道豊浦線との取り付け付近までの延長355m間の、堤防及び水門の改修を行うものでございます。それにあわせて、図面左側の大瀬川河口付近の1箇所陸閘、図面右側の2箇所の水門・樋門を改修するものでございます。また、図面左側の黄色で表示している部分が平成23年度繰越予算で改修を予定している延長130mの堤防部分でございます。また、緑色で表示している部分が、平成25年度以降に予定している部分でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。堤防改修計画の標準断面図でございます。平成24年度につきましては、堤防の改修は予定しておりませんが、実施設計が完了に近づきましたので、現在、検討を進めている標準断面図をお示しさせていただきました。なお、図面の中の高さ表示につきましては、今までは漁港事業で一般的に使われるD.Lとよばれる工事基準面を基準に高さを表示しておりましたが、T.Pとよばれる海拔を基準とした高さ表示にすべきではないかのご指摘をいただいております。誤解をさける意味から、今回から高さ表示をT.Pとよばれる海拔での表示とさせていただきます。また、参考までに括弧書きで従来のD.Lとよばれる工事基準面を基準とした高さ表示をさせていただきます。三浦漁港海岸堤防の改修工法といたしまして、既存の堤防の前に新たな表法被覆工及び波返し工を設置したのちに、既存の波返し工を取り壊す工法を採用しております。これは、現在の場所に設置する場合、既存の施設を最初に取り壊す必要があり、工事期間中の高潮等により、危険な状態となることが予測されますので、前出しの工法を採用したものでございます。また、当初、懸念しておりました液状化につきましては、地質調査の結果、その対策が必要ない旨の結果が得られましたので、液状化対策は行っておりません。しかしながら、同じく地質調査から、粘性の地盤が確認され、解析を行ったところ、地震時において、円弧すべりが生じる可能性があるとの結果が得られました。検討の結果、円弧すべりの対策として、基礎工法を鋼矢板とすることとなったものでございます。鋼矢板の長さにつきましては、支持地盤の深さにより12.5mから23mのものを予定しております。

続きまして、6ページをご覧ください。古戸川河口に予定している水門の縦断面図と横断面図で

ございます。平成24年度におきましては、基礎工、躯体工を予定しており、扉、開閉器などにつきましては、平成25年度以降を予定しております。水門につきましては、河川幅の関係から、コスト面等を考慮して、三連の水門を予定しております。1門の大きさは、幅5m、高さ2.7mのものを予定しております。基礎工につきましては、堤防と同様、円弧すべりの可能性、また、水門本体の重量等から直径1mの場所打ち杭を予定しております。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。7ページ、矢口漁港海岸の事業計画をご覧ください。資料左上の全体計画にありますように、全体事業費が8億2,215万円、平成23年度を初年度として、平成27年度までの5ヵ年で現在、計画を行っております。堤防の改修につきましては、延長870mで4億5,277万4,000円、諮問につきましては、2基で7,000万円、陸閘につきましては、14基で1億8,700万円、測量設計等の測量試験費につきましては、7,322万6,000円、事務費につきましては、3,915万円を見込んでおります。

続きまして、8ページ、矢口漁港海岸の平面図をご覧ください。矢口漁港海岸につきましては、現在、実施設計中でございますので、平面図、堤防の標準断面図等の図面につきましては、以前と同様の図面となっております。全体計画といたしまして、堤防の改修を図面向かって左側の引本浦から来ますと、矢口浦の里地区の入口付近から図面向かって右側の町営住宅矢口白越団地付近までの延長870m間の堤防の改修を行うものでございます。それにあわせて、図面の緑色の四角で表示させていただいております14箇所の陸閘、緑色の円で表示させていただいております2箇所の樋門を改修するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。堤防の改修計画の標準断面図でございます。上の図面につきましては、堤防前面が陸地等となっている部分の標準断面図でございます。全体870mのうち620mを見込んでおります。下の図面につきましては、堤防前面が海岸等となっている部分の標準断面図でございます。全体870mのうち250mを見込んでいますものでございます。矢口漁港海岸の高さ表示につきましても、三浦漁港海岸の図面と同様、T. Pとよばれる海拔での表示にさせていただき、括弧書きでD. Lとよばれる工事基準面での表示とさせていただいております。矢口漁港海岸の実施設計につきましては、先ほど、申し上げましたとおり、現在、作業を進めております。今後、地元説明会等を行い、堤防の補強方法、陸閘の位置等について協議のうえ決定していきたいと考えております。

議案第39号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

平野倅規議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

玉津 充君。

**8番 玉津 充議員**

先ほどの担当課長の説明の中でですね、1ページの契約の目的についての説明が不備だったと思うのですが、もう一度、そこのところ、訂正の意味で質疑したいと思いますので、よろしくお願いします。

**平野倅規議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成24年度分）

以上でございます。

**平野倅規議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

**平野倅規議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

**平野倅規議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

**平野倅規議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

続きまして、報告案件に入ります。

---

## 日程第6

### 平野倅規議長

日程第6 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは1件の報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。平成24年6月22日、午後3時45分頃、環境管理課主任技術員が海山リサイクルセンターから海山不燃物処理場に帰る途中、急に便意をもよおし、サークルKみやま相賀店のトイレを借用した後、駐車場内において公用車の軽トラックを後退させたところ停車していた軽自動車と接触し、当方車両の右側後部と相手方車両の右側後部を損傷させる事故が発生しました。

本損害賠償につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分し、本年7月16日、損害賠償額を25万537円として和解が成立いたしましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

以上1件の報告につきましてご説明申し上げましたが、このような事故が発生しないよう、今後も事故防止のための対策を講じ、事故が発生しないよう取り組んでまいりたいと思っております。いつもですね、議員の皆様方から大変、こういう報告案件についてお叱りを受けているうえにですね、このような事故を起こしました。誠に申し訳ございませんでした。

### 平野倅規議長

報告第5号の専決処分の報告については、基本的には議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされておりますが、先ほどの説明において、内容等について不明瞭な点があれば、説明を求めるということで発言を許したいと思っております。発言される方はありませんか。

川端龍雄君。

### 15番 川端龍雄議員

町長、ご報告、今後、そのようなことがないようにと、絶えずそういうことが述べられるのですけどね、何か、やはり、特別というか、方法を、もう少しこういうことは減らせるというような対策を練ってしていただかんと、保険のみならず、対物とかいろんな公用車が、こういうようなのが出てこん場合もかなりあると思うんですわね。修理工でいろんなのを直しているのが。やはり、もう少し公用車の自覚を持ってしていただかんと、町長、少し対策を考えていただきたいと思うんですけど。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでございます。本当に職員にもですね、自覚を持たすために、事故を起こした職員は、町長室に呼んでですね、それから、課長会議等でも、課長等にしっかりと注意しております。そして、また起こした職員につきましては、研修センターのほうに向かわせまして、研修も行っておりますが、やはり、その意識の問題だと思いますので、私もこれからですね、十分、職員にもっと注意喚起をしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

#### 平野倅規議長

次に、瀧本 攻君。

#### 5番 瀧本 攻議員

これはね、まさしくですね、単純な事故ですね。軽トラやと後ろがすぐ見える、前、後ろ、確認せんとやっておる。その口頭でですね、嚴重に注意する。そこにですね、ある程度のペナルティを科せなんだからですね、当町は交通安全の町として標榜しておるわけでしょう。そういうことが1点と。

もう1点はですね、2日前の新聞にですね、2014年度からですね、このいわゆる損保会社23社がですね、自動車で利益が出ないとなったと。事故した場合には、事故の程度によってですね、保険料を6割くらい上げるということを言明しているわけですね。自治の保険はどうか知りませんが。そういう点も踏まえてですね、執行部におかれましては、もう少し、度々こういうことが出てくる。川端議員がおっしゃった。だから、町長の強い、ちょっとゆるいんじゃないの。私はそう思いますけどね。これ単純な事故や、これ。前、後ろ、軽トラだったら、後ろに窓ガラスがある。

## 平野倅規議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

本当におっしゃるとおり、毎回ですね、お叱りを受けたうえでの、こういった事故でございます。職員にはですね、重々、これからも注意していきたいと思いますし、今、議員の皆さんにご意見をいただいたことも、職員もですね、十分自覚すると思います。そして、私自身もですね、十分これからも注意していきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

## 平野倅規議長

東 篤布君。

## 10番 東 篤布議員

町長、罰則ってないのかな。今、ないの。罰則って。例えば、会社なんかでもよくあるんですけどね、故意にやった場合は、全額個人負担、また、不注意でもいろいろありまして、避けられるような何というかな、ちょっとした不注意、ちょっとした注意を怠ったがために、ということは、怠ったことに問題があるということで少しの罰則があります。重大な、いわゆる信号無視して当てたったとか、そんなものは言うまでもないことですが、例えば、後方確認をしなかったと、子どもをはねたったということになればですよ、これはもう車屋だけで済んでよかったけどもね、これは規定をつくらなあかん、ちゃんとね。それでうちの会社でもそうですけども、また、他社の会社でも、車両運行管理者というのがおりましたですね、年に一度、もしくは採用のときにドライバーテストをするんですね。適正か、適正でないかという。それは一概に100%信じてよいというものではございませんけれども、本人にどのような車に乗らせるのか、どのような作業につかせるかというときに、非常に指針となるものでありまして、今後、そのような基準を設けるといふか、そういう制度を設けたらいかがでしょうか。あまりにもですね、安易な事故が多すぎるのではなからうかと。安易など申しますのはね、役場の車だから、自分の車やったら、後ろも見やんとバックするなんてことはありえんよ。こんなもの当てたったってな、こういうところでやったものには、全部保険で出るんやという安易な考え方、ということは、何の罰則規定もないからですね。僕はそう思うんやけども。そういった罰則規定を設けることによって、重大な過失を防げることになるんじゃないかと思いますが。

## 平野倅規議長

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、現時点では、こういった接触事故ですね、ございません。飲酒運転とか、そういったものにはですね、懲罰とかそういったものがございますが、今、現時点ではございませんが、いろいろですね、これから注意喚起するために、どうすればいいかということですね、十分、判断、庁舎内で考えましてですね、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**平野倅規議長**

東 篤布君。

**10番 東 篤布議員**

考えるだけじゃなしにね、町長、試験のあれだけでもやってみたらどうですか。ドライバー試験、保険会社は言ったらやってくれるよ。無料でやってくれる。適正試験があるん。機械で判断して、筆記もあるし、実地もあるし、それに応じてランクがわかるわけさ。お願いします。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

研修等につきまして、総務課長のほうから答弁いたさせます。

**平野倅規議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

大変申し訳ございません。交通事故等に関します職員の研修について、少しお話をさせていただきます。昨年、一昨年から事故が多いということを受けまして、いろいろ研修、講習等もやっておったんですけれども、実際に実地で、今、議員さんおっしゃられたようなこととしたほうがいいんじゃないかという案も出まして、昨年は、鈴鹿サーキット研修センターの技術員さんに来ていただきまして、町民センターのほうで実際にパソコン等を使って、シミュレーションを使って、研修をさせていただいております。

また、それに引き続きまして、本年、6月6日から年間大体36名ほどなんですけど、5年間で全職員を受けさせるということで、紀北自動車学校のほうへ実技訓練と適性検査等の講習に向かわせております。それでも事故が多いということがございます。いろいろ今後もその部分につ

きまして、議員さんのご提案も含めまして、検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

#### 平野倅規議長

東 篤布君。

#### 10番 東 篤布議員

申し訳ありません。僕が言っておるのは、今、課長がおっしゃったのは、技能を向上させるための勉強なんさ。それを受けてくれる施設は皆、金儲けでやっておるね。誰でも受けてくれるし、講習を受けたらそれで終わったという判だけ。僕が言っておるのはそうじゃない。その方が果たして運転に適切なかどうか。例えば、うちらだったら、大型とか小型といろいろあるけど、その適正で引っかかるんやわ。だから、引っかかったからといって、免許が取り消されへんよ。乗せる、乗せんは親方判断なんやけども、それに引っかかった人は、3年若しくは5年以内に全部事故を起こしている。1人はもう絶対に乗せないでくださいよという、保険会社から指示が出た。免許証持っておるんやで、ちゃんと。大型免許持っておる。持っておるけども、その適正の検査で引っかかった人は死亡事故を起こしている。巻き込み事故やね。ましてやで、後方確認せんと後ろへ当てたるなんて、例えば、こう、狭い道路と、交差しとったときに当たったとか、向こうが飛び出てきたとかだったらわかるよ。後ろの車へ、停まっておる車へ当てたるなんていうのは、よっぽどこれはおかしいと思うよ。運転する資格ないって。後ろ向きに当てたるなんて。前向いて走っておって当たるといのはわかるよ。後ろ向きにバックして、後ろに停まっておる車も確認もせん、ましてや駐車場でやで、あの広い。そんな者は適正検査受けてみたら資格ない、そんな者は。何歳の人か知らんけれども。それか、保険で役場で皆出るんやというもんで、安易な考え方で運転しておるか、そのどっちかやで。私もあんまり人のことは言えんけどな。ほんまやで、気をつけな、子どもでも巻き込んだったら大変やで。はい。終わります。何も進歩ない。気をつけますというだけで、何か進歩せなあかん。そやで、職員も進歩せんやで。

#### 平野倅規議長

尾上町長、何か。尾上町長。

#### 尾上壽一町長

今、総務課長からも答弁させていただきましたですけど、本当に、これらの事故を減らしていく努力をしなければいけないと思っておりますので、その分はですね、しっかりと対応して



いきたいと思います。また、こういう不注意というようなレベルの事故は、本当に、これから起こさないように努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

**平野倅規議長**

東 篤布議員。

**10番 東 篤布議員**

注意したりな、町長が注意したってあかんのやって。進めないかんって。問題点を解決しようと思ったら、何らかの策を講じんだら、本人に怒ったってあかんのやで。技能がないんやで。だから、その調査をせえと言っておるの。

**平野倅規議長**

以上で発言を打ち切ります。

それではこれで報告案件については、聞き置くことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

---

**平野倅規議長**

それでは、これで平成24年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 11分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 10月 9日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 東 貴雄

紀北町議会議員 樋口泰生